

【ドイツ】専門職移住法

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

* ドイツ経済を支える専門職の外国人移住を促進することを目的として、職業訓練目的と就業目的の滞在資格について滞在法等を改正する専門職移住法が、2020年3月に施行された。

1 立法の目的

専門職は、現在約120万人不足しており¹、特に保健医療分野と、数学、コンピュータサイエンス、自然科学・技術分野での不足が顕著で、ドイツ経済の将来の発展の阻害要因となることが懸念されている。必要な専門職は、まずドイツとEU域内出身者の適格者で埋めることが前提とされているが、EU加盟各国の人口動態も高齢化傾向がうかがえ、事態の悪化が予想されている。このような観点から、EU域外の第三国から専門職移住を促して、専門職を確保し、持続可能な社会の繁栄を図るため、滞在法²における滞在資格の規定改正等を行う専門職移住法³が2019年6月に制定され、主要部分が2020年3月1日に施行された。

専門職の移住は、全体的な移民政策の一部として、社会の統合能力の問題と経済的利益とのバランスの上に成り立つものであり、移民管理において、庇護権に基づく難民の移住と労働移動を分離する原則は維持された。同法制定においては、職業訓練及び就業の目的でドイツに来ることができる者について、明確にかつ透明性をもって規定することが重視された。

2 法律の制定と構成

専門職移住法は、2019年1月4日に政府法案が連邦参議院に提出され、連邦議会での6月7日の修正可決を経て、連邦参議院で同月28日に成立し、8月15日に連邦大臣の認証を得て、8月20日に公布された⁴。主要部分は2020年3月1日に施行される。同法は、難民及び外国人労働者の滞在に関する複数の法律の1つとして、連邦参議院で一括して審議され、可決された⁵。

同法は、全56か条から成る条項法⁶である。滞在法改正（第1条（Artikel））、社会法典第3編

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年3月10日である。

¹ Deutscher Bundestag, *Drucksache* 19/8285, S.1. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/19/082/1908285.pdf>>

² Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet (Aufenthaltsgesetz) in der Fassung der Bekanntmachung vom 25. Februar 2008 (BGBl. I S. 162) <https://www.gesetze-im-internet.de/aufenthg_2004/BjNR195010004.html>; 渡辺富久子「ドイツにおける移民及び難民の滞在資格」『外国の立法』No.267, 2016.3, pp.125-161. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9914663_po_02670006.pdf?contentNo=1>

³ Fachkräfteeinwanderungsgesetz vom 15. Augst 2019 (BGBl. I S. 1307).

⁴ 専門職移住法の法案審議過程については、Deutscher Bundestag, *Basisinformationen über den Vorgang*. [ID: 19-242999] <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2429/242999.html>> を参照。

⁵ „BundesratKOMPAKT: Ausgewählte Tagesordnungspunkte der 979. Sitzung am 28.06.2019.“ Bundesrat website <<https://www.bundesrat.de/DE/plenum/bundesrat-kompakt/19/979/979-node.html>> 移民パッケージとして同時に審議されたのは、第3次庇護申請者給付法改正法 (Drittes Gesetz zur Änderung des Asylbewerberleistungsgesetzes vom 13. Augst 2019 (BGBl. I S. 1290). 2019年9月1日施行)、職業訓練雇用猶予法 (BGBl. I 2019 S. 1021. 本誌 282-2号 (2020年2月) p.32. 2020年1月1日施行)、外国人雇用促進法 (BGBl. I 2019 S. 1029. 本誌 281-1号 (2019年10月) p.28. 2019年8月1日施行)、統合法無期限化法 (BGBl. I 2019 S. 914. 本誌 281-2号 (2019年11月) p.29. 2019年7月12日施行) 等である。

⁶ 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

(就労促進)⁷改正(第2条及び第2a条)、職業資格評価法⁸改正(第3条)の他、保健医療分野の専門職資格とその訓練・資格試験に関する多数の法律の付随的改正、雇用規則(BGBl. I 2013 S.1499)改正、外国人中央登録法(BGBl. I 1994 S.2265)改正等が行われる。

主要部分である滞在法改正は、次のとおりである。新たに第4a条「就業へのアクセス」を追加し、第3節「職業訓練目的の滞在」(第16条～第17a条)全文と第4節「就業目的の滞在」(第18条～第21条)の大部分を新たに規定し、第39条「雇用への同意」を条見出しとともに全文規定し、新たに第81a条「専門職手続の迅速化」を追加し、その他多数の条文改正を行う。

3 改正内容

専門職移住法によって、大学卒業生と職業訓練に基づく資格を有する被用者とがまとめられ、統一的に専門職の定義が行われた。ドイツへの入国要件等、主な規定は以下のとおりである⁹。

- ① 外国人を雇用する前に、適格なドイツ国民又はEU市民が当該職に就かないことを確認する「優先権審査(Vorrangprüfung)」(いわゆる労働市場テスト)を、認定資格及び雇用契約がある場合には免除する。経済状態が変化した場合には、優先権審査を再度、導入できる。
- ② 職業訓練に基づく資格を有する者について、入国を「不足職業(Mangelberufe)」(人手不足が常態化している職種)の資格に限定する制限を撤廃する。
- ③ 資格取得のための職業訓練を外国で受け、資格を有する専門職者は、求職活動のために最長6か月間ドイツに滞在することができる。ただし、ドイツ語スキルがあり、滞在中の生活費が確保できていることが前提である。この滞在期間中は、社会給付を受給できない。これは、既に大学卒業生に適用されていた規制の拡張であり、5年間の時限措置である。
- ④ 専門職の資格取得を目的としたドイツ国内滞在の可能性が拡張され、ドイツで職業訓練場所を探す要件が簡易化される。ドイツで資格取得の勉強をするために、母国で同様の勉強ができる資格(以下「外国資格」)を保有しているならば十分とし、ドイツで外国資格と同等の資格を新たに取得する必要がなくなる。
- ⑤ 中央入国管理局へ権限を集約して、専門職のための手続を簡素化・迅速化する。
- ⑥ 45歳以上の外国人の要件は厳しくされ、就業目的で滞在するためには、最低賃金以上の雇用又は適切な老齢保障(年金受給権)の保持を証明しなければならない。
- ⑦ 雇用関係が予定より早く終了した場合に、雇用主が外国人官庁に通知する義務の期限が、2週間から4週間に延長される。

④、⑥、⑦は、政府法案から審議過程で修正された点である。

さらに、連邦政府は、専門職移住法の目的達成のために、ビザ手続を改善し、専門職移住に絞った募集と広報の活動を経済界とともにに行い、外国で取得された資格の認定を迅速化し、特に外国におけるドイツ語習得に対する助成を強化する等、その他の行政手続等を改善する。

⁷ Sozialgesetzbuch (SGB) Drittes Buch (III) – Arbeitsförderung <https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/index.html>

⁸ 外国で取得した職業資格をドイツで一定程度認め、保有資格に近い就労を可能にするための法律。Gesetz über die Feststellung der Gleichwertigkeit von Berufsqualifikationen (Berufsqualifikationsfeststellungsgesetz - BQFG) vom 6. Dezember 2011 (BGBl. I S. 2515) <<http://www.gesetze-im-internet.de/bqfg/BJNR251510011.html>>

⁹ „Fachkräfteeinwanderungsgesetz: Mehr Fachkräfte für Deutschland.“ 1. März 2020. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/fachkraefteeinwanderungsgesetz-1563122>>; „Fachkräfteeinwanderung. (BundesratKOMPAKT: Ausgewählte Tagesordnungspunkte der 979. Sitzung am 28.06.2019.)“ Bundesrat website <<https://www.bundesrat.de/DE/plenum/bundesrat-kompakt/19/979/12.html?nn=12603042#top-12>>